

大阪市告示第1000号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により別紙のとおり公示する。

令和6年7月19日

大阪市長 横山 英幸

（福祉局障がい者施策部運営指導課）